

平成 24 年 第 1 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 24 年第 1 回東彼杵町議会臨時会は、平成 24 年 2 月 17 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 山田 聡 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 原田 尚登 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 4 議案第 2 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）

開会（午前 10 時 00 分）

○議長（森敏則君）

改めまして、おはようございます。只今から平成 24 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会します。会議を開く前にお知らせをしておきます。

今道教育長が公務出張の為、林田税務課長が確定申告受付事務の為、三根産業振興課長が病気の為それぞれ欠席したいとの連絡がありましたので許可をしております。

それでは、本日の会議を致します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行ないます。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって 4 番堀進一郎君、5 番滝川初夫君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 1 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（森敏則君）

日程第 3、議案第 1 号、平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

本日は、第 1 回の臨時会を招集しましたところ議員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございました。

それでは、議案第 1 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。これにつきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,518 千円追加致しまして総額 4,774,439 千円とするものでございます。提案の理由と致しましては、介護報酬の改定等

に伴うシステム改修事業経費に対する繰出し金でございます。民生費に1,518千円、それから土木につきましては遠目中央線があがっておりますけど、これにつきましては費目の流用である、これは工事費等の流用でございます。歳入に致しましては普通交付税を当てるように致しております。中身につきましては非常に、介護保険につきましては介護報酬等は今、改良されまして、今日の新聞でも載っておりますとおりの大幅な値上げになるかと思っております。そのシステムの方の整備がまだ整っておりませんが、後程提出します介護保険の方のシステム改正に伴う方の繰出しでございます。それから遠目中央線につきましては異常な入札の結果で執行残が大幅に出まして、その為に流用しなくてはならない事態になっておりますので補正するものであります。詳細につきましては、財政管財課長の方から説明させます。然るべきご決定を宜しくお願ひしたいと思っております。財政管財課長。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

補足説明を致します。7ページをお願い致します。

3歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、只今説明がありましたように、平成24年に4月施行の介護保険制度改正によります、介護報酬改定等に伴いますシステム改修事業経費と致しまして、1,518千円の介護保険事業特別会計繰出金の追加でございます。

それから8ページでございますが、8款土木費、8項2目町道遠目中央線改良事業費でございます。遠目中央線改良事業費につきましては、橋梁の詳細設計業務等におきまして、低入札によりまして多額の執行残額が生じたので、早期完成に向けて工事費へ流用するものであります。6ページをお願いします。

歳入でございますが、一般財源と致しまして、地方交付税を1,518千円計上致しております。それから3ページの繰越明許費をお願い致します。

第2表繰越明許費でございますが、遠目中央線改良事業の表土の詳細設計上にボーリング調査を追加する事と、それから公民館から県道までの200m間の詳細設計に関しまして、公民館付近の交差点設計が必要となった事と、それから今回の補正で設計業務の低入札によりまして、工事費に事業を致しております。これに応じまして、追加工事となりまして標準工事が取れないと言う事で、繰越をお願いするものでございます。後は積み上げでございますので説明を省略致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を行ないます。

質疑のある方は、どうぞ。

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

8ページに、この町道遠目中央線ですか、改良事業の。今回一応事業されておりますけど、実際普通ならばおかしいですよ、12月6日に工事費用から委託料に23,000千円流

用している訳ですよ。そしてそれをまた元に変えられるという様な、こうなっているのですけど。この事業も辺地対策事業でありますから、起債とか何とかの関係で50,000千円と言うのが動かされないという事でこうなったのかと考えておりますけども。実際やはり1回流用したものを、又流用する事は、組織可能性のその組織には財務課長、おかしいですよ。そういう中で今執行残が7,500千円、出ていますよね。実際は橋梁を2基したという事ですから、23,000千円の工事量に対して、7,500千円の執行残が出たと、この7,500千円と言うのを単純に考えますと、70%切れているのではないかと思います。そういう中で、今回このような事態が起こったという事は、事業する見積委託が誰だったのか、或いは業者の競争入札によって多く出たのか。この件の説明をお願いします。そして7,500千円また補助事業に流用しておりますので当然、工事量が増えるかと思っております。今の現在の工事の進捗状況と工期をどのように今後7,500千円でされて完了するのか。その辺を説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ず1点目の7,500千円を落して7,500千円補充で来ている訳ですけど、12月に設計をしようという事で、補正をした訳ですから今説明しましたように低入札によって執行残が出た訳ですから、おかしい事はありません。違法性もありません。所謂流用ではございませんので議会によって補正をさせて頂いて、それで入札をして低入札で来ましたので、そのお金を逆にまた戻す訳ですから全く違法性とかはありません。

それから2点目に付きましては、建設課長の方から説明をさせます。建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、建設課長。

○建設課長（山田聡君）

ご説明申し上げます。今回先程説明申し上げましたように、委託費の方から工事費の方に流用させて頂きました。7,500千円という事で工事費に回すんですけど、現在の状況を先ず申し上げますと、今年に入りましてから2月の中旬にかけてやはり遠目地区でございますので、雪が4回程、積雪がっております。又は雨等もありまして、現場が急峻な事もございまして、現在の状況としましては、伐採とか、測量とかそういった準備作業をしている段階でございます。今回の追加によりまして、現在発注しております工事の前後の区間200m程が、今回追加で完成できるだろうという風に考えております。従いまして変更の工期と致しましては7月末程度を考えております。以上でございます。

この委託費の低入札と言う形になった訳ですけれども、今日これに付きましては、業者の方の聞き取りを行いまして、実際に適正に事業が遂行出来るものか、判断を致しております。今回の件に付きましては、先ず橋梁の詳細設計についてですけれども、予定価格の43%の額でございます。従いましてここで多額の経費が残額が出てきたという事でございます。そこであまりに多額の執行残が出たという事で、実は遠目の公民館から県道の大村嬉野線までの間が昨年の起債計画の変更で追加を200mさせて頂いたんですけど、

そこの設計がまだ出来ておりませんでしたので、その段々と使って発注をさせて頂いた。またその委託についても50%終われば低入札が発生致しました。併せてそう言った残額、執行残額になったという事でございます。それを工事費に今回回させて頂きました。事業に遂行を図りたいという事で考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

大丈夫ですか。

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

今の説明で大体分かりましたけど、やはりこの事業をずっとこの何年か見まして、説明では27年度ぐらいに完了するという説明を受けておりますけども、毎年こういう風にして繰越しされて事業を進んで行ければそういう中で設計をし、実施にかかるとそうすれば設計が遅れば用地交渉とか或いは工事費とか色々そういうものが関連して繰越が起る事をいっているのかと考えますけど、全体的にまだ未完了のものは早く言えば実施設計ではなくて、全体の図面とか数量の積み上げ、この辺までの今現在建設課で出来る範囲の全体的な設計はもう完了しているのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長

○議長（森敏則君）

町長に代わり、建設課長。

○建設課長（山田聡君）

先程申しました様に、公民館までの間につきましては、橋梁は今詳細設計を致しておりますけど、道路の設計につきましては全て完了しております。従いまして公民館から先の200mと橋梁については現在設計をしているという事でこれを持ちまして全線についての設計は完了いたします。以上です。

○議長（森敏則君）

10番議員後城君。

○10番（後城一雄君）

課長の説明を聞いていますと、結果的にこの予算から50%から60%切っている訳ですね。普通だったらそれで来たものだから、低価額だと仰っているのだと思うのですが、その町側が初め予測をしたその請負金額の見積りが、甘かったのではないかと言う考えがありません。ちょっとその辺を確かめときます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは県の設計基準等がありまして、設計基準に基づきまして橋の設計を致しております。ですからこれは、見積りが甘いとかではなく、基準になっているのもですから、

その額で設定をします。それから道路の詳細設計も、先程言いました公民館から県道までの200mですけどこれも設計基準に基づきましてそして通常、例えばこの場合200mで7,000千円ぐらい掛かる訳です。設計額が。これがやっぱり今仕事が非常に少ないものですから、お互いの葛藤が激しい競争でありまして、橋の場合が43%ぐらいの落札率なんです。それから道路が50%。極端に少ないのです。そういう場合は一応10,000千円以上超える工事につきましては、指名委員会でもう一回検討を致しまして、妥当なのかどうか出来るのかという判断をしないではいけません。工事の場合なんか逆に倒産されますと駄目になりますので、そこら辺の見極めをしまして、特に設計業務と言うのは頭脳で考えるアイデアの仕事ですので、材料がいりませんので、後出来るだろうという事で、もししなければ払わないだけですから、途中で工事を止められたらどうにもなりませんけど、設計の場合は最低制限価格が決めていないのですよ。工事の場合は逆に10,000千円の時には、例えば7,000千円までしか下げたらもうだめですよと、通用しませんよと決めていますけど、この場合全く制限がないものですから、ある意味町の方が有利に安く出来るだろうという事で考えておりまして、殆ど業者の方の企業努力に任せるようなことでやっておりますので、積算と言うのは間違いの中に幾らかあるかも知れませんが、そこは多分私のあれで行きますと設計上に間違いはないと思っておりますので、妥当な額だと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

この設計業務に関しましては、この2・3年程私も見ていて、異常な過当競争と言いますか。今町長が仰ったように最低価格が設定されていないものですから、今回のように50%下回るとか、7割で出来るとかという様な事が起きております。逆に工事の方は、殆ど90何%という入札価格で推移をしている訳でございまして、今回から今後こう言った積算をする場合には、それは当然決められた積算の計算法があって、それに基づいて注文されてしていると思うのですが、現実的にはこう言った競争によって、現実的には積算を遥かに下回る価格で業務委託が出来ているという事でございまして、そういった事を念頭に置いて、今後、先程議員からありましたように、繰越辺りが出る場合はどういった風な方法で工事辺りをするかという事を含めて、やはり現実の世の中をそういう風にその設計業務に関しては、そういう風な意向をこの2・3年していますから、こういう事を是非踏まえられた工事金額というか、そういうのも今後も必要になって来るのではないかと思いますけど。町長どう思われますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは私は今度は初めて絶対繰越しばかりにしないという事で今年は決まっています。そして財政管財課長にも厳しく言いまして、2ヶ月に1回位進捗状況を報告しろという事

で、絶対繰越しは駄目という事で決めていました。それが辺地事業につきましては何でかと言いますと、県からの起債の同意というのが来なくちゃ出来ないという事で話があるもんですから、所謂補助金の場合の交付決定でございますけど、これが今回の場合は10月28日に来ております。そうしますと、11月から起案しますと、とても終わりそうにございませぬ。さっき言いましたように7月まで掛かると言う事ですので、とてもそういう状況に出来ませんので、財政管財課長に財政事務所に、財務省の長崎に財務事務所ってございませぬけど、そこに行ってちょっと話を聞いて来いという事で話をしましたところ、補助事業は補助事業の内容が来なくちゃ出来ませぬけども、単独事業、遠目線とか里一ツ石線、こういう辺地の所は単独事業でございませぬので、この場合は同意予定額通知というのが9月21日に来てます。ここで、首長の判断で執行して良いというような話ですので、今までの例で言いますとほとんど、辺地事業の起債をお願いして、カットというのは全くございませぬので、もうこの辺で見切り発車じゃないですけども、しないと工事が遅れますので、極力こら辺の発注が出来るように。それから積算じゃなくて、それまでに積算しとけば良い訳ですよ。ですからそこからするからできない訳ですね。それまでに積算を、もちろん年度が違いますから単価の採用年度が違いますから若干ありますけども、予め積算をしとけば、もうきたらすぐぽつと出せるようにしとけば充分できますので、頭からそういう体質になっておりますので十分こら辺を改めて今後は平準化をしてもらいたいと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第1号は委員会付託を省略する事に決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第1号、平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり

可決されました。

**日程第 4 議案第 2 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)**

○議長（森敏則君）

次に日程第 4、議案第 2 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 2 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）歳入歳出総額にそれぞれ 3,035 千円追加致しまして、総額を 849,378 千円とするものでございます。提案の理由と致しましては、今回の補正は来年度から平成 24 年度から 26 年度まで第 5 期の介護保険が始まりますけれども、これに伴いまして、介護保険システムのプログラムの修正が必要となります。これが 2 月 1 日に国の方から割り当てが来たものですから、今回 3,035 千円を追加計上致したものでございます。財源と致しましては国の補助金が 2 分の 1 の 1,517 千円と、残を一般会計から繰入をするものでございます。非常に介護保険に付きましては前回の議会でもお話しましたとおり、日本全国的に捉えても 8 兆円というようなことで今日新聞に載っておりましたけれども、1.2 パーセントの介護報酬の改定もあっております。本町の場合は現在当初予算を作成中でございますが、4,038 円の現行の介護保険料が概ね 5,700 円程度位になるんじゃないかと思っております。そういう試算を今回このシステムで 4 月 1 日スタートに向けて、然るべき改定を出来るように準備を致すものでございます。慎重審議の上然るべき決定を宜しくお願いしたいと思っております。詳細に付きましては町民福祉課長の方から説明を致します。町民福祉課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは第 2 号議案をご説明致します。まず、7 ページの歳出をお願い致します。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 13 節委託料に付きましては、国で平成 23 年度 9 月に締結致しました、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、医療と介護の連携強化、介護職員の職業改善等を内容とする介護保険法が改定されたものでございまして、その法改正に伴います電算システム改修に要する委託料と致しまして、今回 3,035 千円計上するものでございます。

それでは、歳入の方へお願いします。5 ページの方をお願い致します。

3 款 2 項 4 目 1 節の介護保険事業補助金につきましては、電算システム改修に係る事業費の 2 分の 1 の補助がありまして、その分 1,517 千円を計上するものでございます。

6 ページをお願い致します。

7款1項4目その他一般会計繰入金2節の事務費繰入金につきましては、事業費から国庫補助金を差し引いたものを、一般会計から1,518千円をお願いするものでございます。

戻りまして、1ページ~2ページ第1表及び3ページ~4ページの事項別明細書につきましては、只今説明致しました補正の積み上げでございますので説明を省略をさせていただきます。以上説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を受けます。質疑がある方はどうぞ。

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

今の課長の説明でいきますけど、介護保険システムの改修。これは主な内容は介護従事者の待遇改善という事でございますよね。そうしますとすると、簡単に言いますと1,571千円の収入を得る為に3,035千円支出したことになりますよね。これは当然、国のシステムでしょうからしょうがないとしましても、半分に満たないくらいを地方に押し付けてるわけですよ。こういったそのあれば、これからの介護のあり方を言いますと、こういう風に国が行ったこのシステム改修ですから、指摘もう少し出してくれれば私良いと思うんですよ。そういうのは地方からやっぱり意見を色々言わないと。困るのは地方だけです。そこでそれは良いんですけども、介護従事者の待遇改善という事にほとんどかなりのお金がいると思うんですけども、それは介護従事者のね事業改善にこの補助金が全て使われているのかどうかというのが一番疑問に思うわけですよ。ですから結局補助金を出したのならば、それが所謂介護事業所の事業費に充てられたら困るわけですよ。ですから、そういったところのチェック機能というのはあるんですか。どうなんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

今、お尋ねはチェック機能はあるのかと言う事なんですけども、一応説明会の資料の中に書いてあるんですけども、今回の職務改善の加算等に付きましては、利用する経費の分の加算分の算定額に相当する改善についての計画を出させるという事になっております。増やすという風な事を計画で表示しなければならない。そこでチェックをかけるという風な事になっております。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

計画書を提出するのは当然ですよ。改善をしないと出ないんでしょうから。それは

チェック機能にならない。あと、補助金を公共で使うというそれなりの改善計画というのは、ある意味私は営利に走ったらいけないと思うんですよね。これからの高齢化社会を助ける為に然るべき経費は必要とは思いますが、半分は貰っても良いという考えでやってもらわないと。そういうのが現状において、色んな施設において利用されている可能性は無いとも言えない。ですから最終的な初期の報告書だけでなく、済んだ後に本当にそれが従事者にいつているのかないのかというシステムは私は必要ではなからうかって思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

チェック機能と言いますか、従業員の方には、この前厚労省に陳情に行きましたけど、要望に行きましたけども、所謂介護報酬っていうのが決まっているわけですから、それで払ってもらえないといけないわけです。基準があるわけです。介護報酬が。だからそれが低いから外国から介護士、介護福祉士あたりを雇ってやろうとしているわけですから、その辺の要望はしてるんです。処遇改善の。この前も厚労省に行きまして要望はしてきました。町村会の要望としまして、そういう処遇改善をして下さいと。これだけ仕事がないないと言うのに、何で外国から連れてこないといけないのかと、日本でも出来るようにしたらどうですか。ということで介護報酬をもっと上げて、国から手厚くもっと補助をですよ、50%じゃなくて、60%、70%に上げて、今仰るごと上げたらどうですか。というお願いをしてきました。しかし、今の財政では非常に厳しいと言う事がありますので、今回の社会保障と税の一体改革でかなりの期待をしておりますけども、実際期待したところでは本当12兆ぐらいのアップと聞いておりますけども、これは今の医療費、介護保険のアップ率を見ますと、とてもそれでは持たないような改革じゃないかと外から見ておりますけど。是非その手厚い国からの負担を引き続きお願いしていこうと思っております。以上であります。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆義君）

介護保険制度っていうのは、国で一方的に決めて、それで市町村に押し付ける。こういう制度に今なっているわけですよね。だから、今仰るように補助金は半額だとかいう事なんです。それで最終的に突き詰めていくと、介護保険の支出も町で1,500千円出す出さないっていう問題だけじゃなくて、もっと本質的に本来は私達にも法令の改正、制度が変わるのならば、前もって、こういう所がこう変わりますよ。という風な事に本来提示をすべきだと私は思うわけですけども、その中で一番困るのが今度は利用者なんですよね。制度は作りました。さあ保険料はあなた達払って下さい。私達も当然払わなければならない。じゃあ今度は介護を必要とする方、この人達本来必要としているから結局これがあるんですけども、逆に今度の場合も1時間単位の報酬が実働の45分とあって

いう事で今度も削られてきとるわけ。時間的に。今まで1時間で介護を受けられた分が実質今度は45分間で一単位になるわけですね。そうすると、たとえば介護、在宅支援で行かれた場合にですよ、行きました。さあ洗濯を始めました。45分で干してしまっただけで介護終わりですよ。本来は、洗濯機を回すだけなんですよね。そういうことも十分考えられる。だからこれ欠陥、初めのできた時から欠陥だと言われている要因はそういうようなところにあるんだと思うんですよね。だからこれ機会を設けて、我々の声っていうのは何処にも届きませんので、町長が町村会とか何とかでも皆さん方で話し合っただけで、実質的に利用者に不便をかけない。そういう制度に充実させる為の方策っていうか、そういう風な事も今後とも進めて頂かないと。地方議会で何を言っても何も届かないわけですねこれ。はっきり言って。だからそういう所じゃないと出来ませんので、町村会あたりでどんどん発言をして頂いて、実質的に利用者が便利になる制度改正っていうことに向けて頂くように。経費の問題だけ言っていれば今言ったような1時間が45分になる。こういう風な事が行われたら止めるあれがありませんので、そういう点は皆さんと一緒にやっぱり行動していこうということをお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員が仰るように確かにそういう逆の場合もあるわけですが、今回24時間介護サービスっていうのが出来る様になっておりますので、それが現実的に受け側の所謂サービスが、施設側が、施設側がそれに対応できるか、24時間対応できるかが問題になるわけですが、そこも試行錯誤を繰り返しながら、所謂あまり時間を決めてしましますと2時間経てば2時間ですので、それじゃなくて15分15分と出来るようなシステムになってきておりますので、そんなのを活用していけば、もっと手の届く介護のサービスができるんじゃないかなと思います。それと後逆に、サービスを受ける方も、全てそれがあからとどんどん行くんじゃないかと、いつか話をしたかと思いますが、町独自で、例えばいきいきサロンあたりを作って、各地区のサロンじゃなくて町で作って、そこに介護の軽い人はそこに来てもらって、そこで介護じゃなくていきいきサロンみたいに遊んでもらうと。そうすれば介護に行かなくて済みますので、そういう経費が下がっていきますので、そういう努力をして欲しいと今町民各地に何とか集会に行く時には話をしております。今回の来年度の予算にも、そういう事ができないか試行的にはやるように予算的には計画をしておりますので。今後ともそのより良い介護を目指していきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略

したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第2号は委員会付託を省略する事に決定致しました。

これから討論を行いません。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第2号、平成23年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成24年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前10時40分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 24年 5月 16日

議 長 森 敏則

署名議員 堀 進一郎

署名議員 滝川 初夫